

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年8月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 11名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一      2番 高橋 隆      4番 黒澤 ちよ子  
5番 本間 仁一      6番 青木 憲一      7番 浅野 厚司  
8番 伊藤 圭一      9番 神尾 篤志      11番 鈴木 正徳  
12番 渡沢 寿      13番 安達 芳紀
3. 欠席委員 3番 山岸 誠      10番 朝倉 善則
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二  
同 上 事務局補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第5 議第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第6 議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について



嶋貫農地係長 　　ただ今、提案されました、報第13号について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページになります。

1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 1,335㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長） 　　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　　「なし」の声が有りますので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　　次に、日程第5 議第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 　　ただ今上程されました、議第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定3件、使用貸借権設定4件、計9件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　　ただ今、提案されました、議第30号について、ご説明申し上げます。

議案書は2ページから4ページになります。

はじめに、2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田187㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田現況畑 898㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、3ページをご覧ください。

3番につきましては、賃貸借権移転の申請となります。

▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で ▲▲字▲▲外2筆 田が577㎡、畑が181㎡ 合計758㎡の賃借権の借人を移転をするものです。

嶋貫農地係長

4番、5番は賃貸借権設定の申請となります。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 畑 507㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計2,221㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

次に、4ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

6番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 現況樹園地 合計2,187㎡を新規の8年7ヶ月間の契約となっております。

本申請は、相対契約であったものを、賃貸人の希望により、正式に申請がされたものです。契約期間の満了時に、立木及び施設の撤去が条件となっていることから、賃借料は無償として契約するものです。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,572㎡を新規の10年契約となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計1,929㎡を新規の13年契約となっております。13年という期間は、■■■■■さんの年金の関係で、他の土地と終了期間を合わせるために設定した期間になります。

9番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 662㎡を新規の14年8ヶ月の契約となっております。こちらも、■■■■■さんの年金の関係で、他の土地と終了期間を合わせるための期間の設定となります。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

議長（高橋会長）

はじめに、議第30号 1番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番

（浅野厚司委員）

本日、現地を確認して参りました。作付けはされておりましたが、草刈などの管理はされているようでした。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査については、長谷部修推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

8月23日に長谷部委員からご報告を頂戴しております。申請地については、全てが耕作され、周辺農地への影響はないことを確認したと報告いただいております。

議長（高橋会長） 次に、3番の現地調査については、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。

議長（高橋会長） 今日の朝、現地に行って参りました。作付けをされておられませんでしたが、草刈等の管理はされている状況でした。  
以上、ご報告申し上げます。

議長（高橋会長） 次に、4番及び5番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番（渡沢寿委員） 8月23日に現地調査をして参りました。申請地は全てが耕作されており、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長） 3番の賃借料は引き続き同じ料金ということですか。

嶋貫農地係長 今まで■■■■さんという■■■■さんのお父さんが契約の相手方になっていました。今回の申請は、お父さんの経営を息子さんに移譲する年金関係の手続きによるものではないかと聞いたところですが、■■■■さんは▲▲の方で▲▲の土地を耕作していらっしゃいましたが、経営移譲を行うため、従前■■■■さんが契約していた中身をそのまま息子さん引き継ぐという形の賃借権の移転で申請いただいております。  
以上です。

議長（高橋会長） 分かりました。

議長（高橋会長） 他に質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し 所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第31号について、ご説明申し上げます。  
議案書は5ページになります。  
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 畑 519㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
なお、■■■■は、■■■■を運営している法人で、■■■■の駐車場として申請があったものです。  
以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第31号 1番の現地調査について、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9番  
（神尾篤志委員） 8月18日に、私と伊藤圭一委員、山内事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で現地調査を行いました。申請どおりであったことを確認しましたので、ご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。  
よって、令和4年8月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時45分）